

【千葉県外の学校】**書面**で申請する方向け（家計急変）

申請前にご確認いただくと
スムーズにお手続きができます。

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 確認リスト

共通

- 生活保護受給世帯は申請できません。
- 添付書類は揃っていますか。
- 申請可否や提出書類など、不明点がございましたらお問い合わせください。
必要事項が確認できない場合、再提出をお願いする場合や、給付金の支給ができない場合があります。

申請書（様式第1号）

- 表面／確認事項の6点を確認し、すべてにレ点を付けましたか。
- 裏面／家計の状況を記入しましたか。
- 裏面／給与所得者の場合、給与額に給与総支給額を記入しましたか。（手取り額ではないためご注意ください。）
- 裏面に署名又は記名・押印をしましたか。

家計急変の事由がわかる書類

- 家計急変の事実と発生年月日が判る書類をご用意ください。以下は一例となります。
退職：離職票、雇用保険受給資格証、廃業等届出書のいずれか
休職：休職辞令
保護者等の死去：戸籍謄本
離婚：離婚届受理証明書、または、戸籍謄本

家計急変の収入がわかる書類

- 家計急変後3か月の書類を提出してください。なお、状況に応じ追加で書類をいただく場合がありますので御容赦ください。
給与所得：会社発行の給与見込証明書（様式任意） または 給与明細
その他所得：売上（収入）と経費（支出）の分かる書類。ただし経費は所得税法に定められた確定申告で申告できる経費に限ります。非課税所得に関する書類は御提出いただく必要はありません。
- 特に、家計急変時期と申請日の期間が空いている場合は、申請日直近の収入状況も提出いただく場合があります。
- 家計急変後に収入がない場合は、「家計急変に関する事情書」にかえて提出が可能です。

世帯全員の住民票の写し ※外国籍の場合、在留カードの提出に代えることが可能

- 世帯全員の住民票ですか。
- マイナンバーが記載されていないものですか。
- （外国籍の場合）国籍・在留資格が記載されていますか。
- 認定基準日以降に発行したものですか。

給付金受領口座届出書・通帳の写し

- 通帳の写しは、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されていますか。
- 口座名義人が高校生等本人の場合、別途、委任状（様式第8号）を記入しましたか。

高校生等の在学証明書 ※封印されている場合、開封して内容を確認のうえ写真をアップロードしてください。

- 氏名、生年月日、学年、課程が記載されていますか。

【千葉県外の学校】書面で申請する方向け（家計急変）

- 学校が発行し、学校長の印が押されている証明書ですか。
- 認定基準日時点の在学状況が証明されていますか。

外国籍の方

- 高校生等本人の在留資格等は、以下①～④のいずれかに該当しますか。
 - ①特別永住者／永住者／日本人の配偶者等／永住者の配偶者等
 - ②定住者（日本に永住する意思がある方に限る）
 - ③家族滞在であり、以下両方を満たす
 - ・日本の小中学校を卒業
 - ・日本に就労して定着する意思がある
 - ④**新入生（令和８年４月１日以降に入学）の場合**
在留資格は①～③や「留学」に該当しないが、保護者等全員が生活保護世帯か、住民税非課税世帯である。
 - ④**在校生（令和８年３月３１日以前に入学）の場合**
在留資格は①～③に該当しないが、保護者等全員が生活保護世帯か、住民税非課税世帯である。
- 高校生等本人の在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校・中学校の卒業証明書を用意し、任意添付欄（７／７ G.コメント入力画面）にアップロードしましたか。

専攻科の方

※専攻科とは、国家資格等を取得するために、通常の高校等（例：本科３年間）を卒業した人が、さらに１～２年間専門的な知識や技術を学ぶ課程です。

- 個人対象要件証明書（様式第２１号）は、学校が発行し、学校長の印が押されている証明書ですか。
- 認定基準日時点の在学状況や、様式第２１号に記載の要件を満たすこと（習得単位状況、出席状況等）が証明されていますか。
- （多子世帯のみ）１月１日以降に新たに生まれた子がいる場合、生計維持者全員の扶養親族が確認できる書類を用意し、任意添付欄（７／７ G.コメント入力画面）にアップロードしましたか。